大分県レディースバドミントン連盟規約

第１章　　総　　則

（名称）

第１条　本連盟は大分県レディースバドミントン連盟と称する。

(構成)

第２条　本連盟は大分県に居住する女性をもって構成する。

(事務局)

第３条　大分県レディースバドミントン連盟理事長宅に置く。

第２章　　目的及び事業

(目的)

第４条　本連盟はバドミントンを通じ会員相互の親睦を図り、女性のバドミントン競技の普及と技術の向上に努め、大分県のバドミントンの発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第５条　本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

１.各種競技会の開催

２.各種講習会の開催

３.その他本連盟の目的達成に必要な事業

第３章　　組織及び会員登録

(組織)

第６条　本連盟は本連盟の趣旨に賛同する次の者をもって組織する。

(会員登録)

第７条　県内に居住する女性で、レディースとして登録したものが会員となる。

ただし、小・中・高校生を除く。専門学校生及び大学生で学生連盟に登録していない者は可。

２　同時に２つ以上のチームに登録してはならない。

３　未登録者は本連盟が主催及び主管する大会に参加できない。

(加盟)

第８条　加盟しようとする者は大分県バドミントン協会及び大分県レディースバドミントン連盟が定めた登録手続きを行うとともに、登録料を納付しなければならない。

２　加盟後は (公財)日本バドミントン協会、日本レディースバドミントン連盟に加入したこととなる。

第４章　　役　　員

(役員)

第９条　本連盟に以下の役員を置く。

会長	１名
副会長	２名以内
理事長	１名
副理事長	２名以内
事務局長	１名
常任理事	若干名
理事	８名(ほかに学識経験者若干名を置くことができる。)
評議員	１６名
監事	２名

２　前項に定めるものの他、名誉会長、顧問を置くことができる。

第５章　　任　　務

(役員の任務)

第１０条　会長は本連盟を代表する。

２　理事長は総会の決議に従い会務を執行する。

３　副理事長は、理事長を補佐し会務を執行する。

４　事務局長はこの会の事務を処理する。

５　常任理事は理事長及び副理事長を補佐し会務を分担する。

６　理事は会務を掌理する。

７　監事は会計を監査し、また、会計事務の処理に関して適切な助言を与える。

８　評議委員はそれぞれ各郡市を代表して総会に出席し、議案の審議及び議決をなす。

９　名誉会長及び顧問は、本連盟の重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(役員の選出)

第１１条　会長、副会長、理事長、副理事長、学識経験者理事は常任理事会において推挙し、総会において承認を得る。

２　事務局長、監事は理事会の推挙により会長が委嘱する。

３　常任理事は、理事の中から理事会の推挙により会長が委嘱する。

４　理事は各ブロックより各１名（選出基準は細則に定める。）の８名及び学識経験者若干名とする。ただし、学識経験者は会長の委嘱とする。

５　第９条第２項の名誉会長、顧問の選出基準は以下のとおりとする。

(1) 名誉会長は、本連盟の会長を通算して２５年以上務めた者

(2) 顧問は、本連盟の理事長、常任理事を通算して２５年以上務めた者

(3) 特に本連盟に功績があり、理事会が認めた者

(4) 上記に該当する者が、本連盟の役員を退任した時に理事会の推薦により会長が委嘱する。

6　名誉会長、顧問は各種大会のプログラムに役職・氏名を掲載し、その功績に対して敬意を表するものとする。

(役員の任期)

第１２条　役員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。

2　欠員の補充のため選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　名誉会長、顧問の任期は終身とする。

4　役員の任期は、西暦の偶数年４月１日に始まり、翌偶数年の３月３１日をもって終わる。
但し、総会が年度末以降に開催される場合は、この総会の日まで前任者が務めることとする。

5　理事は、満７０歳を超えての就任・再任を認めない。

第６章　会　議

(会議)

第１３条　本連盟の会議は総会、常任理事会及び理事会とする。

(総会)

第１４条　定期総会は毎年１回とする。また、会長が必要と認めた時に臨時総会を開催することができる。

(総会の議題)

第１５条　総会は次の事項を審議する。

1　事業報告及び決算

2　事業計画及び予算

3　役員の選出

4　規約の改廃

5　その他、本連盟の目的達成のための必要な事項

(総会の定数)

第１６条　総会はその構成員の過半数の出席（委任状を含む）を以て成立する。

(総会の議決)

第１７条　総会の議決は出席者の過半数の賛成により議決する。
なお、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

(常任理事会)

第１８条　常任理事会は理事長が必要に応じて招集する。

(理事会)

第１９条　理事会は必要に応じて会長が招集する。

２　本連盟の運営に必要な内規は、理事会で定める。

第７章　会　計

(経費)

第２０条　本連盟の経費は、大会参加費・事業費、登録費及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第２１条　本連盟の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

附則

本規約は昭和６１年４月１日より発効する。

（規約改正）平成１３年５月 15 日より発効する。

（規約改正）平成１４年５月 13 日より発効する。

（規約改正）平成１５年５月 13 日より発効する。

（規約改正）平成２５年５月 21 日より発効する。

（規約改正）令和元年５月２６日より発効する。

(規約改正）令和２年５月２４日より発効する。

(規約改正）令和３年５月３１日より発効する。

(規約改正）令和４年５月２２日より発効する。

(規約改正）令和６年５月１９日より発効する。

(規約改正）令和７年５月１１日より発効する。

大分県レディースバドミントン連盟規約細則

１　第１１条関連(理事・評議員の選出ブロック割)

	区分	団体数	加盟団体	評議員数	理事数
各ブロックごとの団体	中央ブロック	2	大分市	１名	１名
			由布市	１名	
	別府ブロック	1	別府市	１名	１名
	国東半島ブロック	4	杵築市	１名	１名
			国東市	１名	
			姫島村		
			日出町	１名	
	県北ブロック	3	中津市	１名	１名
			宇佐市	１名	
			豊後高田市	１名	
	久大ブロック	3	日田市	１名	１名
			玖珠町	１名	
			九重町		
	豊肥ブロック	2	竹田市	１名	１名
			豊後大野市	１名	
	臼津ブロック	2	臼杵市	１名	１名
			津久見市	１名	
	佐伯ブロック	1	佐伯市	１名	１名

参考

大分県レディースバドミントン連盟あゆみ

昭和６１年５月(1986 年)　大分県家庭婦人バドミントン連盟発足

平成１３年５月(2001 年)　大分県レディースバドミントン連盟に名称変更